

## 第5章 許容中断時間の把握

優先実施業務の完了が遅延した場合の社会的影響等を勘案して、優先実施業務ごとに、業務を完了（または、主要部分を完了）させるべき概ねの時間を「許容中断時間」として把握する。

許容中断時間は、各優先実施業務が完了するまでの時間単位や日数単位等として把握するが、それらについて、下水道施設の被災状況に応じて、社会的影響が発生する時期や影響が拡大する時期が異なるため、ある程度の幅を持った概念として扱う必要がある。

表5-1は、業務遅延による社会的影響度を5段階で示したものであり、過半の人が許容できなくなる度合いを影響度IVとしている。これに基づき、下水道における優先実施業務の中止時間を検討する。

表5-1 業務遅延による社会的影響の度合い

影響の度合い	I	II	III	IV	V
対象とする業務が遅延することの影響内容	業務遅延による影響は僅かにどどまる。 ほとんどの人は影響を意識していないか、意識してもその行政対応について許容可能な範囲内である。	業務遅延による影響は若干発生する。 大部分の人は、その行政対応について許容可能な範囲である。	業務遅延による影響は発生する。 過半の人は、その行政対応について許容可能な範囲である。	業務遅延による影響は相当発生する。 過半の人は、その行政対応について許容可能な範囲外である。	業務遅延により甚大な影響が発生する。 大規模な社会的な批判が発生し、過半の人は、その行政対応について許容可能な範囲外である。

【出典：下水道BCP策定マニュアル 平成24年3月 国土交通省】

表 5-2 社会的影響の度合いと許容中断時間の検討（ポンプ場、管路）

NO	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	影響度合いによる許容中断時間											許容中断時間
				0時間	3時間	6時間	12時間	24時間	3日	7日	10日	14日	30日		
1	職員等の安否確認	・職員等の参集状況及び安否確認	参集状況、安否確認の遅れにより、人員配置ができず、発災後の対応に支障	IV	→	V	V	V	V	V	V	V	V	発災直後	
2	緊急点検	・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設・ポンプ場施設の点検を実施	緊急点検の遅れにより、人的被害に伴う二次災害発生のおそれ	→	IV	→	V	V	V	V	V	V	V	3時間以内	
3	関連行政部局との連絡調整	・管理施設が近接している関連行政部局（水道部局、道路部局）との協力体制の確認 ・東京都流域下水道本部へ被害概況等を連絡 ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道部局、道路部局と協議 ・災害用トイレに関する調整	協力体制の確認の遅れや資機材等の調達の遅れにより、機能回復に支障	→	IV	→	V	V	V	V	V	V	V	3時間以内	
4	民間企業等との連絡調整	・建設業協会、維持管理協会との協力体制を確認 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え連絡体制を確保	協力体制の確認の遅れや資機材等の調達の遅れにより、機能回復に支障	→	IV	→	V	V	V	V	V	V	V	3時間以内	
5	緊急調査	・下水道の機能への被害を緊急的に把握するため、管路及びポンプ場施設の目視による調査を実施	緊急調査の遅れにより汚水溢水の放置等、公衆衛生上の問題が発生	III	→	IV	→	V	V	V	V	V	V	6時間以内	
6	緊急措置	・汚水が溢水している場所に仮設ポンプ、仮設配管、汚泥吸引車等を設置	汚水溢水の解消の遅れにより、疫病発生の拡大が懸念。行政への不信、不満が増長	III	→	→	IV	→	V	V	V	V	V	12時間以内	
7	一次調査	・全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開いての調査を実施	応急復旧が遅れ、暫定機能確保に影響。	I	→	→	II	→	III	→	→	IV	V	14日以内	
8	被害状況等の情報収集と情報発信	・他部局や住民等からの被害情報を収集整理 ・その後、被害状況は、災害対策本部を通じ、住民やマスコミ等に発信 ・ライツィングの復旧見込みの確認 ・住民からの問い合わせ対応	被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長	II	→	III	→	IV	→	V	V	V	V	24時間以内	
9	支援要請	・被災状況の調査および復旧に関して、支援要請が有無を判断 ・要請先の選定、要請内容 ・受入場所（作業スペース・資機材等の保管場所等）を確保	支援要請の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消出来ないおそれ	II	→	III	→	→	IV	→	V	V	V	2日以内	
10	応急復旧	・被災した管路施設に対して、仮設ポンプの設置、汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ・仮設配管等を設置	汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念	I	→	→	II	→	III	→	→	→	IV ～ V	30日以内	

【出典：下水道BCP策定マニュアル一部加筆 平成24年3月 国土交通省】